

令和4年3月25日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
地域保健担当理事 長谷川太郎

新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所の提供体制
確保事業に係る Q&A について

神奈川県医師会を通じて通知がまいりましたのでお知らせいたします。

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公 印 省 略)

令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における
介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業に係る Q & A 集
(追加) の送付について

新型コロナウイルス感染症対応におきましてはご尽力を賜り、感謝申し上げます。

さて、「令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」につきましては、地域医療介護総合確保基金(介護分)の枠組みを活用し、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者が発生した介護サービス事業所・施設等に対し、通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用を助成する事業制度として、これまでも本会から実施要綱等のお知らせをしております。

今般、厚生労働省より、本事業に係るQ&Aについて、追加の内容が示されましたのでご連絡申し上げます。

なお、これまでのQ&Aは、厚生労働省ホームページに掲載されておりますのでご参照ください。

【厚生労働省HP内(「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」について)】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00257.html